

WiMAXサービス契約約款
【シングル】

平成26年4月
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

目 次

約 款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 WiMAXサービス(シングル)の種類	3
第4条 WiMAXサービス(シングル)の種類	
第3章 契約	
第5条 契約の単位	
第6条 契約申し込みの方法	
第7条 契約申し込みの承諾	
第8条 提供開始日	
第9条 最低利用期間	4
第10条 契約者識別番号	
第11条 WiMAXサービス(シングル)権利の譲渡の禁止	
第12条 WiMAXサービス(シングル)契約者が行うWiMAXサービス(シングル)契約の解除	
第13条 利用中止	
第14条 利用停止	
第15条 当社が行うWiMAXサービス(シングル)契約の解除	5
第16条 WiMAXサービス(シングル)契約の終了	
第17条 その他の提供条件	
第4章 利用に係るWiMAXサービス(シングル)契約者の義務と禁止事項	6
第18条 利用に係るWiMAXサービス(シングル)契約者の義務	
第19条 WiMAXサービス(シングル)における禁止事項	
第5章 通信	8
第20条 インターネット接続サービスの利用	
第21条 通信の条件	
第22条 通信利用の制限	
第6章 料金等	9
第1節 料金	
第23条 料金	
第2節 料金の支払義務	
第24条 利用料金等の支払義務	
第25条 手数料の支払義務	10
第3節 料金等の計算及び支払	
第26条 料金の計算方法等	
第4節 割増金及び延滞利息	
第27条 割増金	
第28条 延滞利息	
第7章 保守	11

- 第29条 WiMAXサービス(シングル)契約者の維持責任
- 第30条 WiMAXサービス(シングル)契約者の切分責任
- 第31条 修理又は復旧
- 第32条 修理又は復旧の場合の暫定措置

第8章 損害賠償

- 第33条 責任の制限
- 第34条 免責…………… 12
- 第35条 利用者の行為に対する責任

第9章 雑則…………… 13

- 第36条 承諾の限界
- 第37条 法令に規定する事項
- 第38条 閲覧

別 記…………… 14

- 1 WiMAXサービス(シングル)契約者の地位の継承
- 2 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 4 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等
- 5 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱
- 6 自営端末設備の電波法に基づく検査…………… 15
- 7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱
- 8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査
- 9 課金対象パケットの情報量の測定等

料金表

通則…………… 16

第1表 WiMAXサービス(シングル)に関する料金…………… 18

第1 利用料金

- 1 適用
- 2 料金額…………… 19

第2 セット契約割引

- 1 適用
- 2 料金額

第3 手数料

- 1 適用
- 2 料金額

附 則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このWiMAXサービス契約約款【シングル】（以下「約款」といいます。）によりWiMAXサービス(シングル)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届け出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 自営端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する自営端末設備又は自営電気通信設備
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAXサービス(シングル)	当社がUQコミュニケーションズ（以下「特定事業者」）WiMAX通信網を使用して提供するパケット通信による電気通信サービス
11 契約者回線	WiMAXサービス(シングル)契約に基づいて無線基地局設備と特定データ通信機器との間に設定される電気通信回線
12 WiMAXサービス(シングル)取扱所	WiMAXサービス(シングル)に関する業務を行う当社の事業所
13 WiMAXサービス(シングル)契約	この約款に基づき当社からWiMAXサービス(シングル)の提供を受けるための契約
14 WiMAXサービス(シングル)契約者	当社とWiMAXサービス(シングル)契約を締結している者
15 契約者識別番号	契約者を識別するための番号であって、WiMAXサービス

	(シングル)契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
1.6 料金月	1の暦月の起算日(当社がWiMAXサービス(シングル)契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
1.7 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

- 2 各用語のうち、この約款及び料金表に定めのないものについては、当社IP通信網サービス契約約款、IP通信網サービス契約(東広島市情報通信基盤整備事業版)およびメガ・エッグダイヤルアップ・モバイル専用メールサービス契約等に定めるところによります。

第2章 WiMAXサービス(シングル)の種類

(WiMAXサービス(シングル)の種類)

第4条 WiMAXサービス(シングル)には、料金表第1表(WiMAXサービス(シングル)に関する料金)に規定する種類があります。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、IP通信網サービス契約(ビジネスVPNサービス契約を除く)およびIP通信網サービス契約(東広島市情報通信基盤整備事業版)回線1回線ごと又は、メガ・エッグダイヤルアップ・モバイル専用メールサービス契約ごとに1のWiMAXサービス(シングル)契約を締結します。契約者は、1のWiMAXサービス(シングル)契約につき1人に限ります。

(契約申し込みの方法)

第6条 WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みをするときは、当社所定の契約手続き(オンラインサインアップによるものを含みます。)を行っていただきます。

2 WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みを行うことができる者は、利用契約の申し込みを行い、当社が当該サービスの提供を開始している者に限ります。

(契約申し込みの承諾)

第7条 WiMAXサービス(シングル)契約の申し込み契約は申し込みに対して、当社がその申し込みの承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申し込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みをした者がWiMAXサービス(シングル)に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第6条(契約申し込みの方法)に該当しないとき。
- (3) WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みをした者が、第14条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、WiMAXサービス(シングル)の利用を停止されたことがある又はWiMAXサービス(シングル)に係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第18条(利用に係るWiMAXサービス(シングル)契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) WiMAXサービス(シングル)の申し込み内容に虚偽または不実の内容があるとき。
- (6) WiMAXサービス(シングル)を提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (8) その他当社が適当でないと判断したとき。

(提供開始日)

第8条 契約者回線の提供開始日は、当社がその申し込みの承諾の意思表示をした日の10日後、又は初回の課金対象パケットが発生した日のいずれか早いほうとします。

(最低利用期間)

- 第9条 WiMAXサービス(シングル)には、料金表第1表(WiMAXサービス(シングル)に関する料金)に定めるところにより基本契約期間及び契約期間があります。
- 2 WiMAXサービス(シングル)契約者は、前項の基本契約期間及び契約期間内にWiMAXサービス(シングル)契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(WiMAXサービス(シングル)に関する料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者識別番号)

- 第10条 WiMAXサービス(シングル)の回線識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。
- 2 当社は技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、WiMAXサービス(シングル)の契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定のより、WiMAXサービス(シングル)の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを、WiMAXサービス(シングル)契約者に通知します。

(WiMAXサービス(シングル)権利の譲渡の禁止)

- 第11条 WiMAXサービス(シングル)契約者がWiMAXサービス(シングル)契約に基づいてWiMAXサービス(シングル)の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(WiMAXサービス(シングル)契約者が行うWiMAXサービス(シングル)契約の解除)

- 第12条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、WiMAXサービス(シングル)契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのWiMAXサービス(シングル)の契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(利用中止)

- 第13条 当社は、次の場合には、WiMAXサービス(シングル)の利用を中止することがあります。
- (1) 当社又は特定事業者、提携事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第22条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりWiMAXサービス(シングル)の利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのWiMAXサービス(シングル)契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第14条 当社は、WiMAXサービス(シングル)契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(WiMAXサービス(シングル)の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのWiMAXサービス(シングル)の利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第7条の申し込み内容に虚偽または不実の内容があることが判明したとき。
- (3) WiMAXサービス(シングル)に係る契約の申し込みに当たって当社所定の申し込み内容に虚偽または不実の内容があるとき。
- (4) WiMAXサービス(シングル)契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のWiMAXサービス(シングル)に係る料金その他の債務又はWiMAXサービス(シングル)契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (5) WiMAXサービス(シングル)契約者がそのWiMAXサービス(シングル)又は当社と契約を締結している他のWiMAXサービス(シングル)の利用において第18条(利用に係るWiMAXサービス(シングル)契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (6) 別記2若しくは3の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査結果、技術基準等(別記4に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (7) 別記5、6、7又は8の規定に違反したとき。
- 2 当社は本状の規定によりWiMAXサービス(シングル)の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をそのWiMAXサービス(シングル)契約者に通知します。ただし、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、通知をしないことがあります。

(当社が行うWiMAXサービス(シングル)契約の解除)

第15条 当社は、第14条(利用停止)の規定によりWiMAXサービス(シングル)の利用を停止されたWiMAXサービス(シングル)契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのWiMAXサービス(シングル)契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する場合には、WiMAXサービス(シングル)の利用停止をしないでそのWiMAXサービス(シングル)契約を解除することがあります。

(1) WiMAXサービス(シングル)契約者が第14条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当しているとき。

(2) その他WiMAXサービス(シングル)契約者が第14条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは

3 前項の規定にかかわらず、当社は、WiMAXサービス(シングル)の停止をしないで、直ちにそのWiMAXサービス(シングル)契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、そのWiMAXサービス(シングル)契約を解除しようとするときは、あらかじめWiMAXサービス(シングル)契約者にそのことを通知します。

(WiMAXサービス(シングル)契約の終了)

第16条 WiMAXサービス(シングル)契約は、そのIP通信網サービス契約回線、IP通信網サービス契約(東広島市情報通信基盤整備事業版)又は、メガ・エッグダイヤルアップ・モバイル専用メールサービス契約の解除があったときは、WiMAXサービス(シングル)契約の解除を同時に終了するものとします。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の解除を同時としないことがあります。

(その他の提供条件)

第17条 WiMAXサービス(シングル)契約に関するその他の提供条件については、別記1に定めるところによります。

第4章 利用に係るWiMAXサービス(シングル)契約者の義務と禁止事項

(利用に係るWiMAXサービス(シングル)契約者の義務)

第18条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備(無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこと。
ただし、天災、事変その他の自体に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 自営端末設備又は自営電気通信設備故意に登録されているその他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他権利を侵害する、公序良俗に反する、又は他人の利益を害する態様でWiMAXサービス(シングル)を利用しないこと。
なお、自営端末設備又は自営電気通信設備故意に登録されているその他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(WiMAXサービス(シングル)における禁止事項)

第19条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、WiMAXサービス(シングル)の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は、侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買業務妨害等の犯罪行為又は、これを誘発若しくは扇動する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文章等を送信又は掲示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、販売を想起させる広告を掲示または送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。
- (8) 法を逸脱した、又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講、ネズミ講の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等)。
- (9) WiMAXサービス(シングル)により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
- (10) 他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます)。
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。

- (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれがあるメールを送信する行為。
- (13) 当社若しくは、他人の電気通信設備の利用若しくは運用に支障を与える、又はその支障を与えるおそれのある行為。
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加をする行為。
- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為。
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為。
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為。
- (20) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (21) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為若しくは応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。

第5章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第20条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、インターネット接続サービス(WiMAXサービス(シングル))に係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第21条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、当社が別に定めるサービス区域内に自営端末設備若しくは自営電気通信設備が在圏している場合に限り通信を行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(注) 本条に規定するサービス区域については、特定事業者のWiMAX通信網に準ずるものとします。

- 2 WiMAXサービス(シングル)に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 3 WiMAXサービス(シングル)に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 4 電波状況等により、WiMAXサービス(シングル)を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

第22条 当社又は特定事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

- 2 当社又は特定事業者は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 1の自営端末設備若しくは自営電気通信設備とWiMAX基地局設備との間において、一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。
 - (2) 提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

第6章 料金等

第1節 料金

(料金)

第23条 WiMAXサービス(シングル)の料金は、料金表第1表(WiMAXサービス(シングル)に関する料金)に規定する基本使用料、及び手数料とします。

第2節 料金の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第24条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、そのWiMAXサービス(シングル)契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日(以下「提供開始日」といいます。)から起算してWiMAXサービス(シングル)契約の解除の申し出のあった日(以下「提供終了日」といいます。)の翌営業日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その翌営業日)について、料金表第1表第1(利用料金)に規定する利用料金の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、WiMAXサービス(シングル)を利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) WiMAXサービス(シングル)契約者は、利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、WiMAXサービス(シングル)契約者は、次の場合を除き、WiMAXサービス(シングル)を利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
WiMAXサービス(シングル)契約者の責めによらない理由によりそのWiMAXサービス(シングル)契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態(そのWiMAXサービス(シングル)契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(1) 第24条(利用料金等の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。

(2) 料金表通則(料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

4 前項第1号から第2号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第24条(利用料金等の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

5 第3項第2号の規定による利用料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(手数料の支払義務)

第25条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、WiMAXサービス(シングル)に係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(手続きに関する料金)に規定する手数料の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第26条 料金の計算方法並びに料金及び手数料に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第27条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第7章 保守

(WiMAXサービス(シングル)契約者の維持責任)

第29条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)等に適合するよう維持して頂きます。

- 2 前項の規定のほか、WiMAXサービス(シングル)契約者は、自営端末設備(無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(WiMAXサービス(シングル)契約者の切分責任)

第30条 WiMAXサービス(シングル)契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定事業者、提携事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、WiMAXサービス(シングル)サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を請求します。

(修理又は復旧)

第31条 当社は、当社又は特定事業者、提携事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社又は特定事業者、提携事業者は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保する。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第32条 当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第33条 当社は、WiMAXサービス(シングル)を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのWiMAXサービス(シングル)契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態(そのWiMAXサービス(シングル)契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのWiMAXサービス(シングル)契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、そのWiMAXサービス(シングル)契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのWiMAXサービス(シングル)に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1(利用料金)に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則料金の計算方法等)の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、WiMAXサービス(シングル)を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第34条 当社は、WiMAXサービス(シングル)に係る設備その他電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その設備その他電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款のWiMAXサービス(シングル)に係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、WiMAXサービス(シングル)契約者又は利用者が使用若しくは所有している自営端末設備又は自営電気通信設備(その自営端末設備又は自営電気通信設備を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

(利用者の行為に対する責任)

第35条 当社は、利用者がWiMAXサービス(シングル)サービスを利用して行った行為は、そのWiMAXサービス(シングル)契約者が行ったものとみなしてこの約款を適用します。

2 WiMAXサービス(シングル)契約者は、利用者の不適切な行為を認知したときは、それを阻止するために必要な措置を速やかに実施していただきます。

3 WiMAXサービス(シングル)契約者は、この規約に違反して利用者が行った行為により当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第36条 当社は、WiMAXサービス(シングル)契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この規約において別段の規定がある場合には、その規定によります。

(法令に規定する事項)

第37条 WiMAXサービス(シングル)の提供又は利用にあたり、法令に規定がある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第38条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 WiMAXサービス(シングル)契約者の地位の承継

WiMAXサービス(シングル)契約者の地位の承継については、IP通信網サービス約款、IP通信網サービス契約約款(東広島市情報通信基盤整備事業版)およびメガ・エッグダイヤルアップ・モバイル専用メールサービス契約の取扱に準じます。

2 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスに円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、WiMAXサービス(シングル)契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、WiMAXサービス(シングル)契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第29条第2項で定める場合をのぞき、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。
- (3) WiMAXサービス(シングル)契約者は、(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその自営端末設備の接続を取りやめていただきます。

3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記2の規定に準じて取り扱います。

4 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等

端末設備規則(昭和60年郵政省令第31号)

5 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

- (1) WiMAXサービス(シングル)契約者は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記5において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、特定事業者及び提携事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命じられたときは、場合その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、WiMAXサービス(シングル)契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) WiMAXサービス(シングル)契約者は、(2)の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその自営端末設備の接続をとりやめていただきます。

6 自営端末設備の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか、自営端末設備(無線機器に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記5の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記5の規定に準ずるものとします。

8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱については、別記6の規定に準ずるものとします。

9 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、当社(特定事業者又は提携事業者を含みます。以下、別記10において同じとします。)の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先(その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。)に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

料金表

通則

(料金表の適用)

- 1 WiMAXサービス(シングル)に関する料金等及び手数料に関する費用は、この料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、WiMAXサービス(シングル)契約者がそのWiMAXサービス(シングル)契約に基づいて支払う料金は、料金月(1の暦月の起算日(当社がWiMAXサービス(シングル)契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、その利用日数に応じて利用料金を日割りします。
 - (1) その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。
 - (2) その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。
 - (3) 料金月の起算日以外の日に、利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (4) 第24条(利用料金等の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (5) (料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
 - (6) 前項第1号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第24条(利用料金等の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
 - (7) 第1項第5号の規定による利用料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 WiMAXサービス(シングル)契約者は、料金等及び手数料に関する費用について、当社が指定する期日までに当社が定める方法により、当社が指定するWiMAXサービス(シングル)取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金等及び手数料に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(支払を要する料金額等)

- 8 第24条(利用料金等の支払義務)から第25条(手数料の支払義務)までの規定等により料金表に定める料金等又は手数料に関する費用について支払いを要するものとされています。

る額は、この料金表に定める額（税込額（消費税相当額を加算した額））に基づき計算した額とします。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

（料金等の臨時減免）

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等又は手数料に関する費用を減免することがあります。

料金表

第1表 WiMAXサービス(シングル)に関する料金

第1 利用料金

1 適用

利用料金の適用については、第24条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金の適用						
(1) 利用料金の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用料金の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シングルフラット2年定期コース</td> </tr> </tbody> </table>	利用料金の料金種別		シングルフラット2年定期コース		
利用料金の料金種別						
シングルフラット2年定期コース						
	イ WiMAXサービス(シングル)契約者は、WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みに際して、利用料金の料金種別を選択していただきます。					
(2) シングルフラット2年定期コースプランの取扱い	ア シングルフラット2年定期コースは、その適用を開始した日（イの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月（以下「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。					
	<p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下「更新月」といいます。）の初日にシングルフラット2年定期コースを更新して適用します。</p> <p>ウ WiMAXサービス(シングル)契約者は、シングルフラット2年定期コースの適用を受けているWiMAXサービス(シングル)契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定める定期コース廃止料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）定期コース廃止料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1回線契約ごとに</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期コース廃止料</td> <td>9,500円（10,260円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）適用除外要件</p> <p>①更新月にWiMAXサービス(シングル)契約が解除されたとき。</p>	1回線契約ごとに		区 分	料金額	定期コース廃止料
1回線契約ごとに						
区 分	料金額					
定期コース廃止料	9,500円（10,260円）					

2 料金額

1回線契約ごとに月額

区 分	料金額
シングルフラット2年定期コース	3,696円（3,991円）

第2 セット契約割引

1 適用

セット契約割引の適用について、次のとおりとします。

セット契約割引の適用	
(1) セット契約割引の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、I P通信網サービス契約（ADSLアクセスサービス、ビジネスVPNサービスを除く）およびI P通信網サービス契約（東広島市情報通信基盤整備事業版）回線1回線契約を締結している場合、2（料金額）に定めるセット契約割引額を適用します。

2 料金額

1回線契約ごとに月額

区 分	料金額
セット契約割引額	219.5円 (237円)

第3 手数料

1 適用

手数料の適用については、第25条（手数料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手数料の適用											
(1) 手数料の適用	手数料は、次のとおりとします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線登録料</td> <td>WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>機器登録料</td> <td>機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>設備登録料</td> <td>当社又は提携事業者の電気通信設備の工事又は登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡事務手数料</td> <td>WiMAXサービス(シングル)契約者の電気通信事業の譲渡に伴う契約上の地位の移転の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	回線登録料	WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	機器登録料	機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	設備登録料	当社又は提携事業者の電気通信設備の工事又は登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡事務手数料	WiMAXサービス(シングル)契約者の電気通信事業の譲渡に伴う契約上の地位の移転の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金種別	内容									
	回線登録料	WiMAXサービス(シングル)契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
	機器登録料	機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
設備登録料	当社又は提携事業者の電気通信設備の工事又は登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
譲渡事務手数料	WiMAXサービス(シングル)契約者の電気通信事業の譲渡に伴う契約上の地位の移転の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
(2) 手数料の適用除外	ア 回線登録料の支払いを要する場合は、機器登録料の支払いを要しません。 イ 回線登録料若しくは機器登録料の支払いを要する場合又は一時中断の再開を行うための登録等を行う場合は、設備登録料の支払いを要しません。										

2 料金額

区 分	単 位	料金額
回線登録料	1回線契約ごとに	3,000円 (3,240円)
機器登録料	1登録ごとに	2,000円 (2,160円)
設備登録料	1登録等ごとに	1,500円 (1,620円)
譲渡事務手数料	1回線契約ごとに	2,700円 (2,916円)

附 則 (平成23年5月31日イ企第69号)

附 則 (平成23年5月29日コ企第120号)

附 則 (平成24年9月28日コ企第452号)

附 則 (平成26年1月31日コ企第932号)

附 則 (平成26年3月27日コ企第1125号)

(実施期日)

この約款は、平成26年4月1日から実施します。